

令和5年

第13回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第13回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和5年12月19日
訓子府町招集通知の日 令和5年12月19日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階 会議室1
農業委員会開催日時 令和5年12月25日(月) 午後4時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 久積隆志	3. 佐々木直幸
4. 佐藤浩基	5. 山田恵美子	6. 川脇健一
7. 齊藤博行	8. 小松寿治	9. 林浩幸
10. 高橋茂樹	11. 泉愉美	12. 山本拓志
13. 近藤覚	14. 古沢栄一	

欠席委員

署名委員

2. 久積隆志 3. 佐々木直幸

事務局職員

業務係長 高内淳次

提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第3号 農地中間管理機構による買入協議の要請について

高内係長	<p>令和5年第13回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——細川会長挨拶——</p>
高内係長	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (細川会長)	<p>ただいまから令和5年第13回農業委員会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。</p>
高内係長	<p>事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
高内係長	<p>ご報告を申しあげます。</p> <p>本日の出席委員数は14名の出席であります。</p>
議長	<p>本日の議件は議案が3件でございます。本日の議事録署名委員は2番久積委員、3番佐々木委員をお願いします。</p> <p>——議案第1号——</p>
議長	<p>議案第1号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は8件となっておりますが、3番目の議案は関係委員の「議事参与の制限」があるため、まず1番目と2番目及び4番目から8番目を先に議件の説明・審議・採決を行い、その後、3番目について関係委員の一時退席後に説明・審議・採決を行います。それでは事務局説明願ひます。</p>
高内係長	<p>議案第1号について説明いたします。</p>
高内係長	<p>今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は使用貸借5件、売買1件、賃貸借2件の合計8件となりますが、まず3番目以外について説明いたします。</p>
高内係長	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
高内係長	<p>番号1番、番号2番、番号4番、番号5番の使用貸借については、期間満了となりますことから改めて使用貸借の期間を10年間として再設定するものとなっております。</p>
高内係長	<p>番号6番の売買については、近隣の耕作者である譲受人が買入するものとして農地法第3条の売買申請をされたものとなっております。</p>
高内係長	<p>番号7番、番号8番の賃貸借については、譲貸人が所属する農事組合法人に賃貸するものとして農地法第3条にて賃貸借の申請をされたものとなっております。</p>
高内係長	<p>また今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上の農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p>
高内係長	<p>説明については以上です。</p>
議長	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺ひます。1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
林委員	<p>特に問題ありません。</p>

議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長 山本委員 佐藤委員 近藤委員 議 長	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>柏丘については特に問題ありません。</p> <p>弥生についても特に問題ありません。</p> <p>福野についても特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長 小松委員 林 委員 議 長	<p>4件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>西富については特に問題ありません。</p> <p>北栄についても特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長 小松委員 議 長	<p>5件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長 小松委員 議 長	<p>6件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長 林 委員 議 長 齊藤委員	<p>7件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>7件目と8件目ですが、譲借人について経営面積がありませんが賃貸借については特に問題ないのでしょうか。</p>
高内係長	<p>下限面積の要件が廃止されておりますことから、経営面積が無くても問題ありません。</p>
齊藤委員 議 長	<p>わかりました。</p> <p>その他に、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長 林 委員 議 長	<p>8件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上7件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>次に3件目の議件になりますが、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 離席)</p>
議 長 高内係長	<p>それでは事務局説明願います。</p> <p>申請8件のうち3番目について説明いたします。</p>

<p>議 長 山田委員 高内係長</p>	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>番号3番の使用貸借については、譲貸人と譲借人が親戚関係であり、期間満了となりますことから改めて使用貸借の期間を5年間として再設定するものとなっております。</p> <p>また、使用貸借の始期についてですが、令和5年12月31日が現在の使用貸借の終期となっておりますことから、始期は令和6年1月1日からとなっております。</p> <p>また今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上の農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>事務局、〇〇委員を呼んでください。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>——議案第2号——</p> <p>議案第2号を上程いたします。今回は18件の申請です。それでは事務局説明願います。</p> <p>議案第2号について説明いたします。</p> <p>申請は売買14件、賃貸借4件の合計18件ございます。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>番号1番から番号6番の売買については、譲受人が畑地化促進事業に申請し、採択を受けたことにより、その土地について所有権をもつことが必要となるため早期買入をするものとなっております。</p> <p>番号7番については、令和5年度の北海道農業公社からの売渡しになります。</p> <p>番号8番についてですが、4月に行われたあっせん審議会に提出された畑についての売買となっておりますが、譲受人が畑地化促進事業の採択を受けられるかどうかによって支払い方法が異なるとのことでその結果を待っていたところでしたが、このたび畑地化促進事業の採択が決定となりましたので現金で支払いすることが決まり農用地利用集積計画書を提出しております。なお、この土地については譲受人が令和5年12月26日まで賃貸借をしておりますことから、売買の始期は令和5年12月27日となっております。</p> <p>番号9番、番号10番については、10月に行われたあっせん審議会に提出された畑についての売買となっております。</p>

	<p>番号11番から番号16番までは、同一の譲渡人の土地に関する売買と賃貸借となり、番号11番から番号14番までは売買、番号15番と番号16番は賃貸借となっております。</p> <p>番号17番についてですが、この畑については賃貸借の期間が令和5年12月25日までとなっており、今後の意向について譲渡人・譲借人に確認したところ同じ金額で引き続き5年間賃貸借を継続したいとの申し出があったものとなっております。</p> <p>番号18番については、10月に行われたあっせん審議会に提出された畑についての賃貸借となっております。</p> <p>また、本件の申請については全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p>
議長	<p>それでは審議に入ります。</p>
齊藤委員	<p>1件目について、何か質問ございませんか。</p>
細川会長	<p>1件目から6件目について、譲受人が畑地化促進事業の採択を受けたことにより早期買入をするものということでしたが、地目が畑になっている土地について畑地化促進事業の申請ができるのでしょうか。</p>
齊藤委員	<p>この件について事務局に代わり回答します。畑地化促進事業の条件については、水利権を取得している土地であることとなっており、この6件については水利権を取得している土地であります。また土地改良区の台帳では地目が田になっておりますことから申請し採択を受けられたものであります。</p>
議長	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他に、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>2件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>3件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>4件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>5件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>6件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>7件目について、何か質問ございませんか。</p>
議長	<p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>8件目について、何か質問ございませんか。</p>
	<p>——ありませんの声——</p>

議 長	9 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 0 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 1 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 2 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 3 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 4 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 5 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 6 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 7 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	1 8 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	以上 1 8 件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。
	——議案第 3 号——
議 長 高内係長	議案第 3 号を上程いたします。事務局説明願います。 議案第 3 号について説明いたします。 申請は 1 件でございますが、農地保有合理化事業により北海道農業 公社に農地を買入してもらうための要請となります。 (以下議案により説明。) 説明については以上です。
議 長	それでは審議に入ります。 何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	以上、疑義が無いようなので可決決定いたします。
議 長	以上で本日の議件を全部終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和5年12月25日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議長

署名委員 2番

署名委員 3番